

遠賀町空き家再生・相続手続支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 遠賀町空き家再生・相続手続支援補助金（以下「補助金」という。）は、空き家を再生し、子育て世帯等の住宅取得を応援する「空き家再生子育て応援事業」において、空き家所有者等の相続等の手続にかかる費用を支援することにより、空き家所有者等の空き家の売却を後押しすることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 空き家

個人が居住を目的として町内に建築し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）建物及びその敷地。ただし、賃貸及び分譲等を目的とする建物とその敷地を除く。

(2) 空き家所有者等

空き家及びその敷地の所有者又は相続予定の者

(3) 相続等の手続

空き家及びその敷地を売却するために必要な不動産登記、相続人確定、境界確認、測量、その他登記に要する手続として町長が認めたもの

(4) 買取再販事業者

「空き家再生子育て応援事業」において福岡県と協定を締結し、空き家及びその敷地を直接空き家所有者等から買い取り、リフォームして販売する者（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる空き家所有者等（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

(1) 前条に規定する空き家所有者等（補助対象建築物について、共有者又は相続関係者いる場合は、当該共有者又は相続関係者全員から空き家及びその敷地の売却についての同意を得なければならない。）

(2) 「空き家再生子育て応援事業」に参加していること。

(3) 町税等を滞納していないこと

(4) 申請者が遠賀町暴力団等排除条例（平成22年条例第5号）第3条第4号に規定する暴力団員でない者又は同条第5号に規定する暴力団関係者と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象手続)

第4条 補助金の交付の対象となる空き家所有者等の相続等の手続（以下「補助対象手続」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- (1) 空き家所有者等が、相続等の手続の完了後、買取再販事業者に当該空き家及び敷地を売却する意向を示したもの
- (2) 買取再販事業者が、当該空き家及び敷地を買い取る意向を示したもの
(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるものに要する経費とする。

- (1) 司法書士、土地家屋調査士その他専門家に支払う委託費
- (2) 官公署の証明書の発行に係る手数料及び通信料
- (3) 登録免許税
- (4) その他相続等の手続のために町長が必要と認める費用
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額（千円未満を切り捨てた額。以下同じ。）とする。ただし、上限を30万円とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を添えて、遠賀町空き家再生・相続手続支援補助金交付申請書（様式第1号）により、町長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象経費が分かる見積書
- (2) 買取再販業者が発行した相続手続等の必要性及び買取意向確認書（様式第1号〔別添1〕）
- (3) 市町村税に滞納がないことを証する書類の写し（町外申請者の場合に限る）
- (4) 申請者が空き家及びその敷地の所有者又は相続予定の者であることを証する資料
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 申請者は、空き家及びその敷地ごとに1回に限り補助金の交付を申請することができる。

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、遠賀町空き家再生・相続手続支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の変更)

第9条 前条による交付決定を受けた者（以下「交付決定者」）は、補助対象手続又は交付決定の額に変更が生じる場合は、速やかに次の各号に掲げる書類を添えて、遠賀町空き家再生・相続手続支援補助金変更交付申請書（様式第

3号)により、町長に申請しなければならない。

(1) 補助対象経費が分かる見積書

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、
適当と認めるときは、交付決定の内容を変更し、遠賀町空き家再生・相続手
続支援補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により、補助金交付申請者
に通知するものとする。

(完了実績報告)

第10条 交付決定者は、補助対象手続が完了したときは、完了の日から起算し
て30日以内又は補助金の交付を受けた年度の1月末日のいずれか早い日まで
に、遠賀町空き家再生・相続手続支援補助金実績報告書(様式第5号)に次
の各号に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

(1) 空き家及びその敷地の登記事項証明書の写し

(2) 補助対象経費に係る領収書の写し

(3) 委託契約書の写し(委託契約がある場合に限る)

(4) 測量の完了が確認できる資料(測量を実施した場合に限る)

(5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、その審査及
び必要に応じて行う現地調査等により、その報告が補助金の交付決定の内容
及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると
認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、遠賀町空き家再生・相続手
続支援補助金額確定通知書(様式第6号)により、交付決定者に通知するも
のとする。

(補助金の請求)

第12条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、遠賀町空き家
再生・相続手続支援補助金交付請求書(様式第7号)により補助金の請求を
するものとする。

(補助金の交付)

第13条 町長は、前条の規定により交付すべき額を確定した後、補助金を交付
するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第14条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金
の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、町
長は、遠賀町空き家再生・相続手続支援補助金交付決定取消通知書(様式第
8号)により、交付決定者へ通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付等を受けたとき。
- (2) この要綱の定め、補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は関係法令に違反したとき。

2 前項の規定は、第11条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

(補助金の返還)

第15条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和8年度から令和10年度までの補助金に適用する。